

0 1	設 計 概 要																																																																																																										
工 事 名 称	桔梗が丘保育園 空調更新工事																																																																																																										
工 事 場 所	三重県名張市桔梗が丘3番町4街区411番地2																																																																																																										
工 事 期 間	自 2014 年 月 日 至 2015 年 月 日																																																																																																										
建物概要																																																																																																											
<table border="1"> <tr> <td>棟 別</td> <td>構 造</td> <td>階 数</td> <td>延面積 m<sup>2</sup></td> <td>消防法令別表第一</td> </tr> <tr> <td></td> <td>R C 造</td> <td>2階建て</td> <td>1202.40</td> <td>6 項</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>						棟 別	構 造	階 数	延面積 m <sup>2</sup>	消防法令別表第一		R C 造	2階建て	1202.40	6 項																																																																																												
棟 別	構 造	階 数	延面積 m <sup>2</sup>	消防法令別表第一																																																																																																							
	R C 造	2階建て	1202.40	6 項																																																																																																							
工事項目																																																																																																											
<p>○項目中●印を付けたものを本工事に適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>棟 別</th> <th>本工事</th> <th>屋 外</th> <th>建築工事</th> <th>別 途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>○ 給水設備</td><td></td><td>○ ○ ○ ○ ○</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>○ 排水設備</td><td></td><td>○ ○ ○ ○ ○</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>○ 雨水排水設備</td><td></td><td>○ ○ ○ ○ ○</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>○ 給湯設備</td><td></td><td>○ ○ ○ ○ ○</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>● ガス設備</td><td>● ○ ○ ○ ○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>○ 衛生器具設備</td><td></td><td>○ ○ ○ ○ ○</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>○ 消火設備</td><td></td><td>○ ○ ○ ○ ○</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>○ エアーアルバート</td><td></td><td>○ ○ ○ ○ ○</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>○ 廉房機器設備</td><td></td><td>○ ○ ○ ○ ○</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>○ 净化槽設備</td><td></td><td>○ ○ ○ ○ ○</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>○</td><td></td><td>○ ○ ○ ○ ○</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>● 冷暖房設備</td><td>● ○ ○ ○ ○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>○ 空気調和設備</td><td></td><td>○ ○ ○ ○ ○</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>● 換気設備</td><td>● ○ ○ ○ ○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>○ 自動制御設備</td><td></td><td>○ ○ ○ ○ ○</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>○</td><td></td><td>○ ○ ○ ○ ○</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>						項 目	棟 別	本工事	屋 外	建築工事	別 途	○ 給水設備		○ ○ ○ ○ ○				○ 排水設備		○ ○ ○ ○ ○				○ 雨水排水設備		○ ○ ○ ○ ○				○ 給湯設備		○ ○ ○ ○ ○				● ガス設備	● ○ ○ ○ ○					○ 衛生器具設備		○ ○ ○ ○ ○				○ 消火設備		○ ○ ○ ○ ○				○ エアーアルバート		○ ○ ○ ○ ○				○ 廉房機器設備		○ ○ ○ ○ ○				○ 净化槽設備		○ ○ ○ ○ ○				○		○ ○ ○ ○ ○				● 冷暖房設備	● ○ ○ ○ ○					○ 空気調和設備		○ ○ ○ ○ ○				● 換気設備	● ○ ○ ○ ○					○ 自動制御設備		○ ○ ○ ○ ○				○		○ ○ ○ ○ ○			
項 目	棟 別	本工事	屋 外	建築工事	別 途																																																																																																						
○ 給水設備		○ ○ ○ ○ ○																																																																																																									
○ 排水設備		○ ○ ○ ○ ○																																																																																																									
○ 雨水排水設備		○ ○ ○ ○ ○																																																																																																									
○ 給湯設備		○ ○ ○ ○ ○																																																																																																									
● ガス設備	● ○ ○ ○ ○																																																																																																										
○ 衛生器具設備		○ ○ ○ ○ ○																																																																																																									
○ 消火設備		○ ○ ○ ○ ○																																																																																																									
○ エアーアルバート		○ ○ ○ ○ ○																																																																																																									
○ 廉房機器設備		○ ○ ○ ○ ○																																																																																																									
○ 净化槽設備		○ ○ ○ ○ ○																																																																																																									
○		○ ○ ○ ○ ○																																																																																																									
● 冷暖房設備	● ○ ○ ○ ○																																																																																																										
○ 空気調和設備		○ ○ ○ ○ ○																																																																																																									
● 換気設備	● ○ ○ ○ ○																																																																																																										
○ 自動制御設備		○ ○ ○ ○ ○																																																																																																									
○		○ ○ ○ ○ ○																																																																																																									
0 2	特記事項																																																																																																										
優先順位																																																																																																											
<p>1建築基準法・同施行令・消防法・同施行令・その他関連諸法規 2現場説明事項</p> <p>3質疑応答書 4特記事項 5特記仕様書 6図面</p> <p>上記に明記なき事項は「新日本建築家協会共通仕様書」(最新版)による。</p>																																																																																																											
工事報告																																																																																																											
<p>工事着工前に、工程表・施工計画書等を作成し、係員に提出のこと。</p> <p>請負人は必要に応じて諸官庁申請書を作成提出し、施工上支障なき様留意する。尚、申請に必要な費用は總て請負人の負担とする。</p>																																																																																																											
設計変更																																																																																																											
<p>発注者の指示により設計図書に該当しない設計変更を生じた時は、原則として、予め見積書を提出して承認された上で着手すること。</p>																																																																																																											
検査が困難な工事																																																																																																											
<p>竣工後の検査が不可能又は困難な工事は、その施工前に係員と協議のうえ立会を受けること。</p>																																																																																																											
検査																																																																																																											
<p>工事完成に際しては、各種試験検査に合格し、所轄官公庁の検査に合格しなければならない。</p>																																																																																																											
竣工引渡時																																																																																																											
<p>竣工図・設備機器完成図・取扱説明書一式その他各種書類を提出すること。</p>																																																																																																											
提出書類他																																																																																																											
修理義務																																																																																																											
<p>竣工引き渡し後、施工上欠陥あるいは使用材料の不良により生じた破損又は故障箇所は、直ちに無償で修理する。</p>																																																																																																											
0 3	特記事項																																																																																																										
共通事項																																																																																																											
<p>(1) 色覚及び表示等は係員の指示による。</p> <p>(2) 色覚及び表示等は係員の指示による。</p> <p>(3) 発生残材は撤去品目書を作成の上請負人にて場外処分とする。</p> <p>引渡しを要するもの ●なし ○あり ( )</p> <p>(4) 既存のコンクリート床、壁の配管貫通部の穴明けは原則としてダイヤモンドカッターを使用する。</p> <p>(5) 建築基準法施工令第1項7号1に該当する防火区画を貫通する管は貫通前後1.0m以上を不燃材で造るか、又は建設省告示1422号の基準によること。</p> <p>(6) 建築物に設ける屋上から突出する水槽、冷却塔、煙突その他これらに類するものについては建築基準法同告示で1389号による耐震施工を係員の指示により行う。</p> <p>(7) フレキシブルジョイントの長さは管径の5倍かつ300mm以上とする。</p> <p>(8) 屋外管路・露出配管は全て塗装(調合ペイント2回塗り)を行う。</p> <p>(9) 機器試運転調整に伴う電気・ガス等の使用料は無償支給とする。</p> <p>(10) 室内における工事時には養生を行い、作業完了時には清掃を行なう事</p>																																																																																																											

冷暖房設備	熱源方式	●空冷ヒートポンプ ( ●電気式 ●ガス式 ○オイル式) ○吸収式冷温水発生機	
	冷媒配管材料	●冷媒用被覆銅管	
		・断熱材の厚み 方管( ●10mm ○20mm) ●液管10mm ○全て20mm	
	ドレン配管材料	○耐火ニ層管 ●V.P.(D.V.維手) ○V.P.(区画貫通部以外) ○耐火ニ層管(区画貫通部)	
		●断熱材付ドレンホース(但し屋内露出部分のみ)	
	化粧仕上げ	●グラスウール保溫材 ○ロックウール保溫材 ○ワンタッチ保溫材	
		・冷媒管 屋内露出部 ○樹脂製冷媒用化粧ダクト ●ラッキング仕上( S.U.S )	
		屋外露出部 ○樹脂製冷媒用化粧ダクト ●ラッキング仕上( S.U.S )	
		・ドレン管 屋内露出部 ●樹脂製冷媒用化粧ダクト ラッキング仕上( S.U.S )	
		屋外露出部 ○樹脂製冷媒用化粧ダクト ●指定色塗装仕上	
空気調和設備	冷媒ガスの処理	・フロン回収・破壊法による書類及びフロン回収行程管理票並びに破壊証明書を提出する事	
空気調和設備	空気調和方式	○全ダクト パッケージ 図示による	
		○ファンコイルユニットダクト併用	
	設計温湿度条件	場所 屋外 屋内	
		一般系統	
		条件 温度 (DB) 湿度 (RH) 温度 (DB) 湿度 (RH) 温度 (DB) 湿度 (RH)	
		冬 期 °C % °C % °C %	
		夏 期 °C % °C % °C %	
	中央監視設備	中央監視盤 あり なし	
ダクト材質	ダクト種別	○低速 高速	
		一般室 ○垂鉄板 ○ステンレス鋼板 ○スパイラル及び二重7ミリダクト	
		厨房系統 ○垂鉄板 ○V.P ○ステンレス鋼板 ○スパイラルコーティングダクト	
		浴室系統 ○垂鉄板 ○V.P ○二重アルミダクト ○スパイラルコーティングダクト	
		○送風機に近接した部分、外気取風道及び特記したダンパーの部分(前又は後)	
		○内張りを施すチャンバーの表示寸法は外寸法を示す。	
		○空調機に取付けるサプライチャンバー、レタンチャンバー及び風道系の特記したチャンバーには各々、点検口(450×450)を設けること。	
		○外壁に面するガラリに直接取付けるチャンバー及びホッパーには排水コック(15mm)を設けること。	
		○内張りを施すチャンバーの表示寸法は外寸法を示す。	
		○空調機に取付けるサプライチャンバー、レタンチャンバー及び風道系の特記したチャンバーには各々、点検口(450×450)を設けること。	
配管材質	配管方式	・汚水と雑排水の(屋内) ○分流式 ○合流式	
		・汚水と雨水の(屋外) ○分流式 ○合流式	
		放流先 ○直接放流 ○合併浄化槽	
		配管材料 ○立管部分 ○耐火ニ層管 ○V.P ○V.P(区画貫通部以外) ○V.U(通気管のみ)	
		・地中埋設 ○V.P ○V.U ○V.U(125A以上)	
		・横引き ○耐火ニ層管 ○V.P ○V.P(区画貫通部以外) ○耐火ニ層管(区画貫通部)	
		放流先 ○宅内雨水樹放流 ○全面水路(側溝)放流	
		配管材料 ○地中埋設 ○V.P ○V.U ○V.U(125A以上)	
		・建築工事範囲 ○雨水配管すべて ○縦樋、軒樋 ○建物内	
雨水排水設備	給湯方式	○中央式 ○局所式	
	熱源	○ガス ( ○都市ガス ○液化ガス) ○電気 ○その他(灯油)	
	排気筒	・ステンレス鋼板製とする。 ○(厚さ mm以上とする。)	
	弁類	・J.I.S ( ○5kg/cm <sup>2</sup> ○10kg/cm <sup>2</sup> )	
	配管材料	○被覆付鋼管 ○H.T.L.P ○給湯用樹脂管(ヘッダー工法)	
	引込	○本管 φ 引込 φ	
	種類	●都市ガス (発熱量 kcal/m ) 供給業者 名張近鉄ガス	
		○液化石油ガス (発熱量 kcal/kg ) 供給業者 施主決定業者	
		ガス貯蔵容器 ○別途 ○本工事 ○ボンベ( 50KG × 本 ) 転倒防止用鎖( ○本工事 ○別途 )	
		メーター ●貨与品 ○買取り	
衛生器具設備	その他	●本工事内容(空調・暖房機器撤去及び更新に伴う工事)	
	工事範囲	・図示された器具を取付する。 尚、特記なき器具取付用の下地も本工事とする。	
	色指定	○係員の指示による。(標準カラー) ○特殊色	
	支給品	○なし ○有( )	
換気設備	種類	○消火器設備 ○運動消防ポンプ設備	
		○屋内消火栓設備 ○連結散水設備	
		○スプリンクラー設備 ○連結送水設備	
		○水噴霧消火設備 ○	
		○屋外消火栓設備 ○	
	工事範囲	○図示に示された範囲の配管及び試験の一回	
	弁類	・J.I.S ( ○5kg/cm <sup>2</sup> ○10kg/cm <sup>2</sup> )	
	配管材料	○配管用炭素鋼管(白) ○H.I.V.P	
	工事範囲	・厨房機器器具( ○本工事 ○別途工事)	
		・同上接続工事( ○本工事 ○別途工事)	
自動制御設備		・転倒防止対策( ○本工事 ○別途工事)	
	方	○第一種換気 ○第二種換気 ●第三種換気	
	ダクト材質	一般室 ○垂鉄板 ○ステンレス鋼板 ●スパイラルダクト ○二重アルミダクト	
		厨房系統 ○垂鉄板 ○ステンレス鋼板 ●スパイラルダクト	
		浴室系統 ○垂鉄板 ○V.P ○二重アルミダクト ○スパイラルコーティングダクト	
	フレギシマグダクト、ヤンバルダクト	●ファンの前に取付 ●器具、ボックスの接続部に取付	
	排気フード	○垂鉄板製( ○箱型(I型) ○II型 ○二重フード )	
		○ステンレス鋼板製( ○箱型(I型) ○II型 ○二重フード )	
		・付属品( ○グリスフィルター ○F.D ○V.D ○F.V.D ○フード消火装置 )	
	防露工事	○給気ダクト ○熱交換機の給気ダクト	
制御方式		○排気ダクト ○調理器具系統の排気ダクト( R.W )	
		○中央監視制御方式 ○個別制御方式	
		○個別制御方式	
	制御内容	・衛生設備 ( ○排水ポンプ ○給湯 ○ろ過 )	
工事区分		・空調設備 ( ○温度 ○湿度 ○ファン ○ポンプ )	